

議案第 16 号

朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市民会館設置及び管理条例（昭和 51 年朝霞市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条第 2 項第 4 号及び第 10 条第 1 項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第 1 項中「リハーサル室（全体）」を「リハーサル室（1）・（2）」に、

「

リハーサル室（2）	3,100円	3,600円	4,100円	10,800円
-----------	--------	--------	--------	---------

」を

「

リハーサル室（2）	3,100円	3,600円	4,100円	10,800円
リハーサル室（3）	3,100円	3,600円	4,100円	10,800円

」に改め、同表第 2 項に次のように加える。

501号室	2,000円	2,800円	3,400円	8,200円
-------	--------	--------	--------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の朝霞市民会館設置及び管理条例の規定によりした処分その他の行為は、改正後の朝霞市民会館設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりした処分その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の条例に規定するリハーサル室（3）及び 501 号室の使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則